

記者会見要旨
(2021年3月9日)

I 継続的専門研修の不適切な受講について

1. プレスリリース「継続的専門研修の不適切な受講の調査結果について」のとおり、eラーニング研修の二重受講が判明した会員監査法人に対し実施した調査結果に基づき、会員監査法人に在籍する会員が二重受講によって取得したCPE単位を取り消しました。取消後の履修単位に応じて、CPE制度における必要な措置を実施するとともに、法令違反になった会員及び会員監査法人に対する懲戒処分を決定しました。なお、二重受講を行った会員全員に対して、今年度の履修義務を達成すること、履修計画の提出、今後の研修について適切な方法で受講することを約束する誓約書を提出させました。
2. また、同会員監査法人を退職した会員、関連組織在職者及び他の会員監査法人でも二重受講者が41名発見され、CPE単位の取消しを行った結果、24名が法令違反者となりました。これについては、引き続き調査及び処分の手続きを進めて参ります。
3. 会員監査法人のeラーニングシステムで二重受講が判明したことを踏まえ、協会のeラーニングシステム、協会が認定したeラーニングシステムを運用している法人や団体についても全て同様の調査を実施しました。その過程で二重受講とは別に、eラーニング研修を早送りして受講しているケースが45名発見されました。これについてもCPE制度上の受講要件を満たしていないと判断し、CPE単位の取消しを行った結果、協会のeラーニングシステムで21名、協会が認定したeラーニングシステムを運用している中小監査法人で9名が法令違反者となりました。
4. 現在、CPE制度における措置を順次行っております。手続きが完了次第、懲戒処分の要否を検討し、厳正に対処する所存です。
5. こういった状況を踏まえ、会長声明「継続的専門研修の適切な受講について（要請）」を発出し、会員に対してCPE制度が法定の義務となっている意味を改めて自覚をし、真摯に取り組むように強く要請しました。
6. CPE制度は、元々は協会の自主規制として行われていた制度でしたが、会計監査に携わる公認会計士は、職業的専門家としての資質を維持することが社会的要請であることを踏まえ、公認会計士法で法定化されています。
7. CPE制度は、公認会計士個人の資質の維持向上を図ることが一番の目的ですが、そういった研修をしっかりと受講することによって、公認会計士が職業的専門家としての資質を有していることを社会に示し、公認会計士の社会に対する信頼を担保する制度でもあります。この義務を果たすことは、公認会計士に課された職業倫理の根幹であると理解しており、おろそかにすることは、社会からの信頼を揺るがしかねないと考えています。
8. したがって、会長声明で会員に対して、CPEの意義を改めて心に刻み、真摯に取り組むことを強く要請しました。
9. 協会では、CPEの意義を再認識した上で、CPEの受講状況のモニタリングの強化、実効

性ある CPE 制度の在り方について、プロジェクトチームを組成して既に検討を進めており、今後、短期的に実施していく施策と中長期的に実施していく施策とに分けてしっかりと実行していきます。

10. なお、CPE の不適切な受講に関しては、不適切に受講できることを他の会員に伝えた疑いのある者がいることが分かっています。事実関係について調査を進めており、調査の結果、もし悪性の高い者が存在した場合には、協会の指導監督の観点から、会則の規定に則り厳正に対処して参ります。
11. 次に、再発防止策について、協会が行っている e ラーニングシステムのモニタリングを強化します。
12. 元々、協会の e ラーニングシステムは早送りができないように設計しています。しかしながら、近時、ブラウザに動画再生を早送りできるアプリケーションが組み込まれ、2019 年から協会の e ラーニング研修が早送りできるようになっていたことが調査の結果分かりました。そういった技術革新に対しても今後対応できるよう、e ラーニングシステムの改善を図るとともに、受講履歴ログを専門の業者にチェックしてもらい、異常な受講履歴ログがないかどうかを確かめる事後モニタリングも実施します。
13. また、協会が認定した e ラーニングシステムを利用している法人や団体に対しては、投資の掛かることですが、システム上の制御についても可能な限り強化するように要請し、e ラーニングシステムの運営状況を毎年報告することを義務付けます。
14. 仮に、協会が認定した e ラーニングシステムを利用している法人や団体で不適切な受講を可能とする新たな手段を認識した場合には、遅滞なく協会に報告することとし、協会として、他法人や他団体に対しても一斉モニタリングを実施することといたします。
15. モニタリングの際には、質問や訪問をしますが、質問内容についても技術革新に応じて改善の上で漏れないようにし、また、受講履歴ログのサンプリングのチェックを強化するほか、e ラーニングシステムをモニタリングする協会の会議体に、IT の専門家の参画を求め、協会としての管理を強化することといたします。
16. 不適切な受講のあった会員監査法人に対しては、組織的要因を含む根本原因の分析と再発防止策の策定及び実行、また、職業倫理に係る研修の体系的な整理、必要な改善を加えた研修計画の策定及び実行を求め、協会に報告をさせております。その報告を受けて実際に再発防止策が実行されているか、研修が実行されているかを協会が引き続きモニタリングしていきます。
17. また、協会には、品質管理レビューという制度があり、監査法人の品質管理体制と、個別の監査業務がしっかりと行われているかどうかのチェックを行っています。今後は、その中で、監査事務所における CPE の管理運営方針をヒアリングして適切に行われているかどうか、専門要員の教育・訓練に関わるリスクに応じた、監査事務所としての管理運営状況及び専門要員の CPE の取得状況を確認して参ります。
18. その他、CPE の重要性に関する研修を 1 月 18 日に行いました。この研修は、e ラーニング化もしており、会員各位に対して受講を強く要請しています。

19. 研修の内容に関しては、山浦久司明治大学名誉教授にお願いをするとともに、CPE 担当常務理事からも CPE 制度の意義について説明しています。
20. 不適切な受講の定義に関しては、これまで会則で明確な規定がありませんでした。その定義を明確にした上で、どのような処分をするかあわせて明確にしていきます。
21. 昨年の記者会見で指摘もあったとおり、CPE 制度の在り方そのものも改めて検討する必要があります、会員がしっかりと受講できる、また受講したいと思う研修内容であるかどうか、そういったことも含めてプロジェクトチームを組成して検討しています。
22. プロジェクトチームには、外部の有識者にも参画いただいて、外部の目線からアドバイスをもらっているところであり、この3月末を目途に一旦報告を受けます。ここでは短期的に実施すべき施策、中長期的に実施すべき施策が示される予定ですが、示された検討課題については、しっかりと検討していきたいと考えています。

II 最近の協会、業界の主な動向について

23. 協会、業界の主な動向についてご説明いたします。
24. まず協会の動向について、11月30日にIPO会計監査フォーラムをオンラインにて開催しました。これは、金融庁「株式新規上場（IPO）に係る監査事務所の選任等に関する連絡協議会」での議論の結果を踏まえて、協会、監査法人としてのIPOの取組についてのフォーラムを開催しました。
25. 12月25日にリモートワーク対応第1号「電子的媒体又は経路による確認に関する監査上の留意事項～監査人のウェブサイトによる方式について～」、リモートワーク対応第2号「リモート棚卸立会の留意事項」という、いわゆる監査上の留意事項を公表しました。
26. 現在もコロナの感染拡大の影響が監査の現場に及んでいてリモートワークを余儀無くされていますので、それに関連する留意事項です。
27. これについては、2月12日にもリモートワーク対応第3号「PDFに変換された証憑の真正性に関する監査上の留意事項」、リモートワーク対応第4号「構成単位等への往査が制限される場合の留意事項」、リモートワーク対応第5号「リモート会議及びリモート会議ツールの活用について」という留意事項を出していて、今後必要があれば3月決算に間に合うよう、順次対応していく予定です。
28. コロナ関係としては、3月2日に「新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項（その7）」を公表しました。
29. 会計上の見積りについては、企業会計基準委員会が、「議事概要（会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響の考え方）」の中で会計上の考え方を明らかにしていますので、協会としても留意事項（その7）において改めて周知をしております。
30. 1月7日に緊急事態宣言の発令を受けて会長声明「緊急事態宣言の発令に対する声明」を発出しました。

31. 2月4日に日本監査役協会との共同による会長声明「2021年3月期決算への対応について」を発出しました。
32. これは、コロナの状況が続いていることと、KAMの適用が2021年3月決算から義務化され、上場会社約2,400社が一斉にKAMを適用することになりますので、監査役等ときちんと連携して監査するよう、日本監査役協会にもご協力いただいて共同声明を発出したものです。
33. その他、「ハロー！会計」という小中学生向けの会計の基礎教育の授業について、従来対面で実施していましたが、昨年からオンラインで実施しており、1月31日、2月7日にもオンラインで実施しました。これは非常に好評ですので、機会があればマスコミの皆様にも是非取材いただければと思います。
34. 3月18日に、JICPAカンファレンスというものを実施予定でした。これは、資本市場に関わる団体のトップの方々をお呼びして、資本市場をそれぞれの立場でしっかり守っていくということを、特に公認会計士である会員に対して伝えたかったのですが、今回は残念ながらオンライン配信に変更して4月に配信することとなりました。
35. 4月予定のJICPAカンファレンスも、いずれメディアの皆様にもご紹介いたしますので、是非取材いただければと思います。
36. 4月15日には、会計・監査ジャーナルの別冊の発刊を予定しています。月刊で発行している協会機関誌の別冊として、様々な分野で活躍する公認会計士を紹介する予定です。
37. 今回は、特に企業組織で活躍する公認会計士を紹介しており、公認会計士であるIT企業トップへのインタビューの他、企業の幹部や社外役員として活躍する公認会計士の皆さんを紹介します。こちらも、ウェブ上で公開しますので是非ご覧ください。
38. 業界の動向としては、2月4日に、企業会計審議会監査部会が開催されました。
39. 国際的な監査の品質管理基準の中に、監査法人の品質マネジメントシステムがあり、その改訂が行われました。非常に大きな改訂で、監査法人が監査品質を保つためにどのようなマネジメントをすればいいのか、という点が改訂されております。
40. それを踏まえ、我が国の監査に関する品質管理基準改訂の議論が行われています。
41. 2月24日に「第10回新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会」が開催され、決算・監査の現場について情報共有されました。
42. 今のところ、決算・監査の現場で、コロナの影響による大きな支障は生じておらず、決算や株主総会を遅らせなければならないという状況はほとんど生じていないということが共有されました。
43. 今後の状況の変化によっては、金融庁にて連絡協議会が適宜に開催される予定です。

Ⅲ 日本監査役協会との共同による会長声明「2021年3月期決算への対応について」

44. 今回なぜ日本監査役協会との共同による会長声明「2021年3月期決算への対応について」を発出したかということ、新型コロナウイルス感染拡大の状況が1年以上続いており、テレワークなどが行われる中で、適切に監査リスクを評価して監査する必要があるとい

うことと、2021年3月期決算からKAMが適用されることを踏まえて、監査役等としっかりとコミュニケーションを行うことを求めて発出しました。

45. 1月27日に、日本監査役協会及び日本公認会計士協会が公表していた「監査役等と監査人との連携に関する共同研究報告」の改正の公開草案を出しました。この中にもKAMに関する監査役等と監査人の連携や、コロナ禍における連携について加筆しています。それらもしっかりと踏まえた上で、監査役等と連携して監査していただきたいと思いません。
46. 監査を実施するに当たって、外部監査人である監査法人、公認会計士だけでは限界があることは間違いないことで、企業側の監査役等、内部監査人、経営者等と、しっかりとコミュニケーションを図って監査を実施していくことが重要と痛感しています。そういった意識に基づき、今回、日本監査役協会と共同声明を発出しました。

以 上